

池田町林道維持修繕事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 池田町林道維持修繕事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、池田町補助金等交付規則（昭和48年池田町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 持続的な森林経営を実現するためには、森林の持つ多面的機能維持を持続的に発揮していく基盤として整備された林道の維持管理が重要となっている。

このため、地域住民が集落内にある林道において、共同で草刈り又は排水管理のための作業、補修作業に取り組むことにより、車や通行人の交通安全の確保及び林道災害の未然防止に努めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、用語の定義は次表に定めるところによる。

(別表第1)

| | | |
|-----|------|--|
| (1) | 林道 | 森林・林業基本法第12条により、森林の適正な整備を推進するため、森林の施業を効率的に行うための施設とし、池田町林道管理規程第2条の規定において定められた町が管理する林道台帳に登録された林道 |
| (2) | 集落区長 | 町又は字の区域その他町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体の長 |

(事業主体)

第4条 事業主体は、町が管理している林道が存在する集落区長とする。

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町が管理している林道において行われる次の地域活動とする。

ただし、以下の要件を満たしていること。

- (1) 地域活動が他の農林水産関係補助事業と重複しないこと。
- (2) 別表第2に掲げる活動であること。
- (3) 別表第2の(1)においては、地域活動の作業延長が100m以上であること。

(別表第2)

| | 地域活動 | 具体的内容 |
|-----|-----------------|---|
| (1) | 草刈り又は排水管理のための作業 | 林道の路肩・のり面部の草刈り なお、補助対象の草刈り範囲は、路肩・のり面より2mの範囲とする。 林道内にある排水構造物（側溝、横断溝）の土砂上げ、路面清掃 |
| (2) | 補修作業 | 林道の路面整正・路肩補強 |

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次表に定める額とする。

ただし、同一年度中に補助を受けられる回数は1集落あたり1路線ごとに1回とする。

(別表第3)

| | 地域活動 | 補助金額 |
|-----|-----------------|---|
| (1) | 草刈り又は排水管理のための作業 | 林道の総延長又は3,000mのいずれか短い延長を限度として、作業延長に1mあたり30円を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とする。 加えて、林道内にある排水構造物（側溝、横断溝）の土砂上げや、路面清掃に要する作業委託経費とし、千円未満を切り捨てた額とする。 |
| (2) | 補修作業 | 林道の補修に要する原材料費とし、千円未満を切り捨てた額とする。 |

(事業計画)

第7条 補助金の交付を受けようとする集落は、林道維持修繕事業実施計画書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前条に規定する事業内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金額を内示するものとする。

(完了報告)

第8条 集落区長は、事業が完了したときは、速やかに林道維持修繕事業完了報告兼補助金交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により報告された内容の審査を行い、適当と認めたときは、林道維持修繕事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により集落区長に通知するものとする。

2 集落区長は、前項の通知があったときは、速やかに林道維持修繕事業補助金請求書（様式第4号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

池田町長 様

申請者

住 所

氏 名

連絡先

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください

林道維持修繕事業実施計画書

下記のとおり林道維持修繕事業を計画していますので、池田町林道維持修繕事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき計画書を提出します。

記

| | |
|---------------------|---------------|
| 林 道 名 | |
| 事業実施期間 | 着手予定 年 月 日 |
| | 完了予定 年 月 日 |
| (1) 草刈り又は排水管理のための作業 | |
| 作業内容 | |
| 作業延長 | |
| 補助所要額 | 円 (@ 30円 × m) |
| 作業委託内容 | |
| 見積金額 | |
| (2) 補修作業 | |
| 原材料名 | |
| 見積金額 | |

※添付書類

- (1)・・・着手前の写真、作業委託経費の見積書の写し
- (2)・・・着手前の写真、原材料費の見積書の写し

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

池田町長 様

申請者

住 所

氏 名

連絡先

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください

林道維持修繕事業完了報告兼補助金交付申請書

年 月 日付け 号で内示を受けた林道維持修繕事業が完了しましたので、池田町林道維持修繕事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付を申請します。

記

| | |
|---------------------|-------------|
| 林 道 名 | |
| 事業実施期間 | 着手 年 月 日 |
| | 完了 年 月 日 |
| (1) 草刈り又は排水管理のための作業 | |
| 作業内容 | |
| 作業延長 | |
| 補助所要額 | 円 (30円 × m) |
| 作業委託内容 | |
| 見積金額 | |
| (2) 補修作業 | |
| 原材料名 | |
| 見積金額 | |

※添付書類

- (1)・・・完了後の写真、作業委託経費の領収書又は請求書の写し
- (2)・・・完了後の写真、原材料費の領収書又は請求書の写し

様式第3号（第9条関係）

第 年 月 日
号

様

池田町長

林道維持修繕事業補助金交付決定通知書

池田町林道維持修繕事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

つきましては、同要綱第9条第2項の規定により、補助金交付の請求をしてください。

記

1 林道名

2 補助金額 円

様式第4号（第9条関係）

第 年 月 日

様

申請者

住 所

氏 名

連絡先

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください

林道維持修繕事業補助金請求書

年 月 日付け 号で通知のありました件について、池田町林道維持修繕事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 林道名

2 補助金額 円

3 補助金振込先

| | |
|----------|--|
| 金融機関名 | |
| 支店名 | |
| 預金種別 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | |
| 口座名義（カナ） | |

4 添付書類

- ・ 交付決定通知書（写し）